明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令（二七三）　二

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二七四）　三

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（二七五）　五

○海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七六）　六

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二七七）

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**五）

○中小漁業融資保証法第五条ただし書の規定に基づき、二以上の都道府県の区域を包括した区域をその区域とする漁業信用基金協会及び当該区域を指定する件（**金融庁・農林水産**六）　六

○山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件（**総務・農林水産・国土交通**一八）

○地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件及び建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件（**国土交通**九一七）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**七七）　九

○道路に関する件（**九州地方整備局**一一四）　一〇

〔国会事項〕

内閣法制局　法務省　財務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

法　務　一二

公証人任免（法務省）

労　働　二

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公　告〕

諸　事　項　二

**官庁**

財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　三

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三

**会社その他**

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令（政令第二七三号）

（文部科学省）

一　国立大学法人法施行令の一部改正関係

1　運用の対象となる有価証券

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（2において「国立大学法人等」という。）のうち文部科学大臣の認定を受けたものが、有価証券の売買による業務上の余裕金の運用を行うにあたり、その対象とすることができる有価証券は、次に掲げるものとすることとした。（第二二条関係）

㈠　金融商品取引法（昭和二三年法律第二五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第一〇号から第一二号まで及び第一五号に掲げる有価証券並びに同項第一七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第一三号、第一四号及び第一六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

㈡　㈠に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

2　投資一任契約

国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものが、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託による業務上の余裕金の運用を行うにあたり、金融商品取引業者との投資一任契約の締結による場合には、投資判断の全部を一任することを内容とするものとすることとした。（第二三条関係）

3　指定国立大学法人による出資の対象

指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって次に掲げるものを実施する者に対し、出資を行うことができることとした。（第二四条関係）

㈠　当該指定国立大学法人における研究の成果（㈡において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業